

ミツヒロニュース



12月になりました。今、メディア社会が発達し、言葉が大切になっていきます。例えばツイッターは、発信した言葉が物凄い速さで伝わります。自分の思いや本音が一瞬で大勢の人に伝わるので、共感を得る言葉であれば人と人とを繋ぐムーブメントを起こすことも可能です。真実が求められ嘘が通じない時代です。言葉が発することの大切さを認識しましょう。光廣 昌史

今月のトピックス

- グループ法人税制 中小企業にも影響 ~100%支配グループなら強制適用~
- コラム 地域共同体と生活圏経済の強化に向けた様々な取組
- 年末年始に伴う休業のおしらせ
- あとがき
生活スタイルの変化/安芸の宮島

グループ法人税制 中小企業にも影響 ~100%支配グループであれば強制適用~

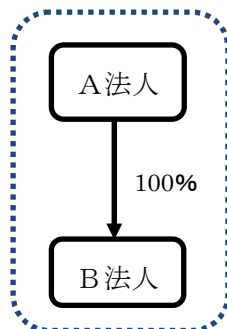
1. 「100%グループ内法人」の範囲の5類型

平成22年度税制改正で導入されたグループ法人税制は、資本金に関係なく、原則としてすべての法人を対象としています。大企業だけが関連するものと考えがちですが、100%支配関係にあるグループ内法人であれば、中小企業や個人企業にも強制的に適用されるのです。そこで、「100%グループ内法人」の範囲を知ることが重要です。

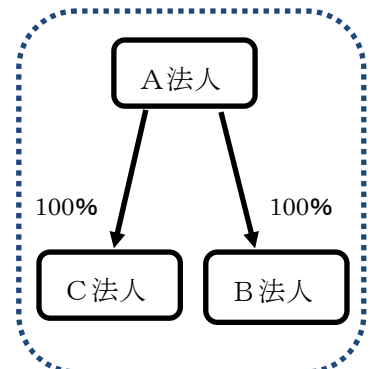
グループ法人税制に関しては、平成21年4月1日以後開始事業年度の法人税の申告書にグループ法人関係図の添付が必要となります。また、グループ法人税制が適用されるのは、内国法人と内国法人との間の取引に対してのみですが、100%支配関係の判定上は、外国法人や個人も含めて判定することとなりますので、この点を混同しないよう注意してください。

(次ページへ続く)

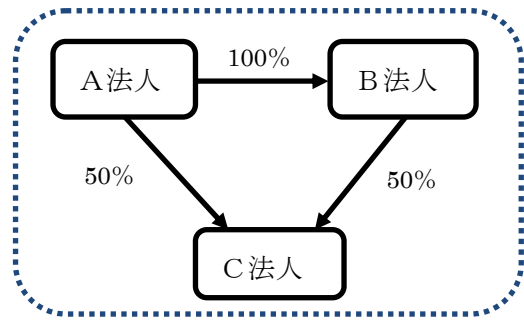
- ① 親会社であるA法人が100%出資してB法人を設立した場合、A、B両法人は当然ながら100%グループ内法人となります。



- ② A法人が100%出資してB、Cの2社を設立した場合、A、B、Cの3法人が100%グループ内法人となります。

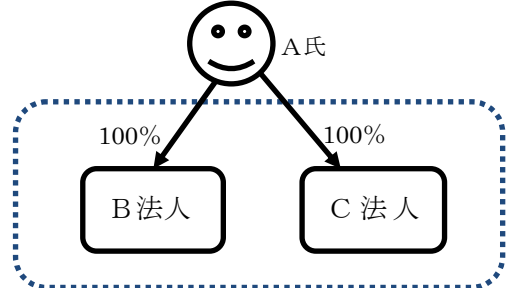


③ A法人が100%出資してB法人を設立、その後、A・B両法人が50%ずつ出資してC法人を設立した場合、A・B・Cの3法人が100%グループ法人となります。(下記2.のみなし直接支配関係にあたります)

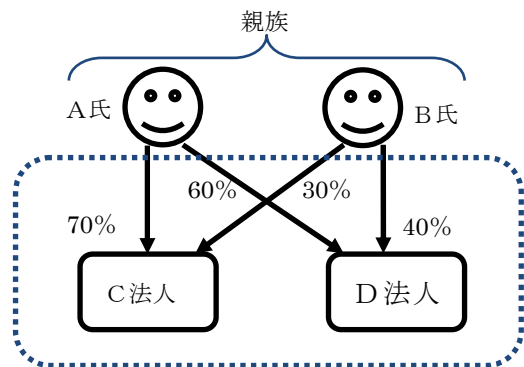


④ 出資者が法人ではなく個人の場合はどうなるでしょうか。

個人Aがそれぞれ100%出資してB法人、C法人を設立した場合B法人とC法人が100%グループ法人となります。

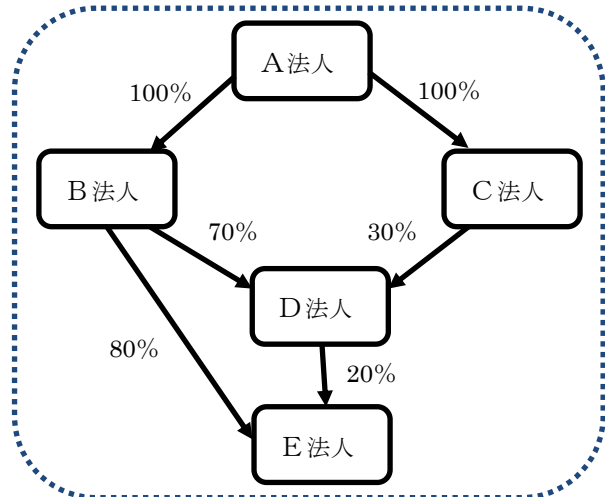
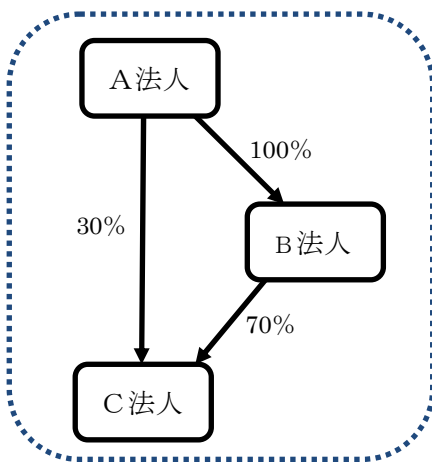


⑤ 親族である個人Aと個人Bがそれぞれ出資してC法人、D法人を設立する場合で個人AがC法人に70%、D法人に60%出資し、個人BがC法人に30%、D法人に40%出資したときも、個人A、Bが法人C、Dに合計100%出資していることから、C法人とD法人は100%グループ内法人となります。



2. みなし直接完全支配関係

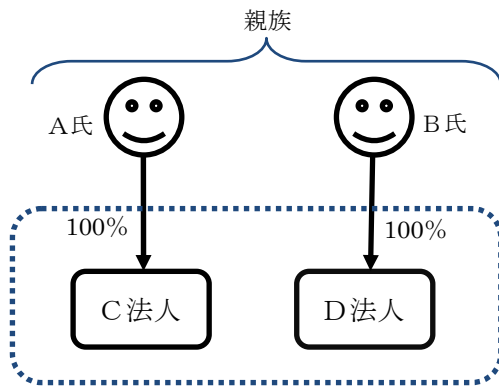
100%支配関係は、発行済み株式等の全部を間接に保有する場合も含まれますので、次のような場合にも100%グループ内法人となります。



3. 親族が所有する会社があるときは注意が必要

支配関係の判定上の個人の範囲は、法人税法で規定する「同族関係者」、すなわち、**6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族が含まれる**ことになり、かなり広がっています。

親族内でそれぞれ100%株式を保有している法人があれば、その法人それぞれに直接的な資本関係がない場合でも、100%グループ内法人となり、グループ法人税制が適用されることとなります。



例 B氏はA氏の配偶者の甥(3親等内の姻族)

例えば左のようなケースでは、A氏が100%所有しているC法人と、A氏の配偶者の甥であるB氏が100%保有しているD法人は100%グループ内法人となります。C法人とD法人の間で一定の資産を譲渡した場合には、譲渡損益を繰り延べなければならない一方で、譲り受けた法人が再譲渡した場合や、C法人とD法人が100%グループ内法人でなくなった場合には、その繰り延べた譲渡損益を計上しなければなりません。

100%グループ内法人でなくなった場合とは、例えば、B氏が亡くなり、B氏の配偶者へD株式が相続された場合が考えられます。B氏の配偶者はA氏と民法上の親族ではありません。そのためC法人とD法人は100%グループ内法人ではなくなり、つまり、繰り延べた譲渡損益を計上しなければなりません。

グループ法人税制は、**自らの意図はなくとも調整を行わなければならない場合も起こりうる**のです。これまで、資産の譲渡先が6親等内の血族などが支配する法人かどうかはあまり考えずに行って来たと思われませんが、今後は、何らかの資産を譲渡した場合には、その譲渡先が税務上の同族関係者に該当するかどうかを確認してください。

取引する会社との関係、特にその会社は100%グループ内法人に該当するのかどうかを把握し、取引をした時点だけでなく、その後においても把握し続ける必要も生じます。

4. 100%判定上の株式

100%支配関係の判定に当たっては、①5%未満の従業員持ち株会所有株式および、役員または使用人のストックオプション行使による所有株式、②自己株式は除かれます。

コラム 地域共同体と生活圏経済の強化に向けた様々な取組

現在、地方分権が謳われ始め、「ローカル」が改めて注目され、私もこれからは「地域経済」の時代になるのではないかと考えています。そこで、地域共同体や生活圏経済の強化を目指し、すでに実施されているか検討されている先端的な計画を紹介したいと思います。

●「新成長戦略」

政府の「新成長戦略」の中に、地方都市の再生についての項目があり、その中で、定住自立圏構想の推進について述べられています。この「定住自立圏」は、これまでの経済拡大型路線の対極にある日本をイメージしており、地域ごとの循環型経済で自足していた明治以前の日本に近いものが計画されているようです。

●名古屋市の試み

名古屋市の河村市長は地域共同体を強化し、行政の多くの部分を委ねる壮大な実験を行っています。河村市長は、ほとんど機能していないこれまでの町内会を地域委員会と改組し、委員会のメンバーを選挙で選出したそうです。また、構成された自治委員会にはそれぞれ1000万円の予算を配分し、この予算で地域に必要な公共事業を住民自らの手で実施するようにしました。予算枠を超える大きなプロジェクトは住民から市にリクエストし、市が実施します。

●地域通貨

安い外国製品を受け入れながらも地産地消の地場産業を守るための方策として検討されているのが地域通貨です。地域通貨はその地域だけで使える通貨です。地域通貨は働いた労働時間の対価として支給され、利子はありません。地域通貨は、地域で生産された産品に適用し、地域外から入ってきた製品には適用されません。このようにして、地域外から入ってくる安い製品から地域で生産された製品を守ることで、地産地消を促進します。

地域通貨はアメリカやヨーロッパなどでは大変な広まりを見せ、日本でも杉並区などを始めとして少しずつ地域通貨が広まり始めています。

以上、地域共同体と生活圏経済の強化に向けた取組例を紹介しました。参考にして下さい。

最初にも少し触れましたが、私は、これからの時代は中央集権的に国や県など大きな単位の中で地域が指示を待つ形ではなく、地域の個人に至る小さな単位でより活性化させるための情報を集約して活動を行う「地域循環型」になると思います。

光廣 昌史

参考文献

名南経営HP「My Komon」内「親族図を作成したことはありますか？」

税務通信 No. 3129号「平成22年度税制改正を踏まえたこれからの100%グループ企業の実務対応①」

月刊フナイ 2010年10月号「生き残るための仕組みづくり」

お客様各位

年末年始に伴う休業のお知らせ

平素は格別のお引き立てにあずかり、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社の年末年始に伴う休業日は下記の通りになります。

何かとご迷惑をおかけ致しますが、ご了承の程宜しくお願いいたします。

休業期間：2010年12月29日（水）～2011年1月4日（火）

尚、1月5日（水）より通常通り業務を行います。

あとかぎ

下田です。日本の社会構造の変化について話を聞きました。『日本の総人口は、2004年の1億2,778万人をピークに減少し続けており、反面、世帯の小口多数化が進み世帯数は急増。これまで「夫婦+子」が標準世帯であったが、2007年には一世帯2.53人が平均となり現在、単独世帯（1人暮らし）がトップとなっている。性別では20代男性はもちろんのこと、70代女性の単独世帯の増加が著しい。日本の社会構造は、生活の標準モデルが存在しない多世帯社会へと変化し、これに伴いバリエーションに富んだ社会・世帯で異なる生活課題への対応がビジネスチャンスとなる。また高度成長期のような幸せのモデルが無くなり、自分で所有する幸せからモノを持ち分ける・共有することで、自分の思い描く生活を手に入れたいと思う人も増えてくる。』という内容でした。この数日前に、首都圏で「シェアハウス」と呼ばれる賃貸住宅が急増中というTV番組を観ていたもので、なるほどな～と思いました。『各々に個室はあるがリビングやキッチンなどは共有する。他人と一緒に暮らし食事等を共にしながら語り合える生活は、1人暮らしには無い豊かさをもたらしてくれる。「シングルマザーとお年寄りが共に暮らす」シェアハウスもあり、共同生活することで双方の抱える生活の不便さや問題を解消し「生きやすい」生活環境が実現する。』ということで人気だそうです。人間関係の煩わしさを敬遠し個が尊重される面がありましたが、今後は地域社会や地域コミュニティの在り方も変わると思います。多種多様化していく幸福観や価値観を読み取り、受け手の目線で商品やサービスを具体化し社会に提供できる感性を磨きたいと思います。



森川です。秋本番です。私は宮島口に住んでいるのですが、11月いっぱい、宮島のもみじを見よう！と全国(世界中?)から観光客が来られます。特に土日の人のは多さは、普段の人のまばら具合と比べ驚きます。何故そんなに人が多いわけ？と不思議に思うのですが、毎年渋滞もひどく、車で来られる観光客の皆さんはうんざり顔です。それもそのはず。以前は宮島口に来るまでの2号線(特に下り)は15km近い渋滞に見舞われることもあり。宮島口から井口あたりまで渋滞ということになるのでしょうか。宮島を見たいだけなのに…という観光客の皆さんの声が聞こえてきそうです。そう言った中、昨年頃から廿日市市もこの渋滞緩和に力を入れ始めました。廿日市市役所そばを臨時駐車場にしたり、駐車場を探す車を市の職員さんなどが誘導したりと様々な方法を試験的にやっており、渋滞が少しずつ緩和されてきているように思います。宮島に来られた方に良い旅の思い出を残して欲しいですし、渋滞解消に向けてしっかり取り組んで欲しいと思います。最後に、手前味噌かも知れませんが、宮島は、秋だけでなく1年中素敵な雰囲気です！またこれからの冬時期は牡蠣がふっくらしてきておいしいですし、ピリッと寒い空気が厳島神社に合います。(島なので風が吹き抜けてかなり寒いとは思いますが。)是非、足を運んでみて下さい。

【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

あなたの経営羅針盤
Office Mitsuhiro

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所
〒730-0801 広島市中区寺町5番20号
Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007
URL <http://www.office-m.co.jp>

